

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 配水センター計算機設備保守業務
- 2 業者名 美和電気工業(株)北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。
当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは 24 時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機㈱がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成 29 年 4 月 17 日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

白川浄水場計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件名 定山溪浄水場計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、
システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行う
には、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必
要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有して
いること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなけれ
ば対応は不可能である。

本業務では、製造者の技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変
換精度調整)・良否判断を求めている。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハード・ソフト共
に製作し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自
の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報も
あることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記
業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発
生した異常にも対応可能である。

以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断
されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。
給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。
本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。
以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 水源水質計器保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務で保守点検を委託する水源水質計器は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。
この水質計器は、横河電機株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている水質計器の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。
上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該水質計器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。
【特定調達契約の場合】
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) 保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) (アジレント・テクノロジー株式会社製 Agilent7900) は精密水質分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造元のアジレント・テクノロジー株式会社のみが実施可能である。美和電気工業株式会社北海道支店は、水質管理センターで現在使用している対象機器に係るアジレント・テクノロジー株式会社の唯一の代理店 (代理店証明書添付) であるため、当該事業者を特定することとする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準 (平成 29 年 4 月 17 日 総務課長決裁)」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 藻岩浄水場自動扉保守点検業務
- 2 業者名 フルテック株式会社札幌支店
- 3 特定理由 藻岩浄水場に設置している自動ドアメーカーはフルテック(株)製及び寺岡オートドア(株)製を採用している。
当該業者は、フルテック(株)製のメーカーであるとともに、寺岡オートドア(株)の後継業者でもある。
保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。
また、本自動扉は、外来者も使用するほか休日の使用もあり、故障時等には迅速に復旧する必要がある。
したがって、この業務を遂行するための実施体制が確立している上記業者以外の者が施行することは不可能である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。